

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 6 月 15 日

国立大学法人 広島大学
学 長 浅 原 利 正 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

増田正志

指定有限責任社員

十世山本

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

矢野真紀

<財務諸表監査>

とV。ア第ひの宋の就定に基つて、国立大学法人広島大学の平成24年4月1日から
すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コス
ト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び
事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。）について監査を行った。

財務諸表に対する学長の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等会計基準に
準拠して財務諸表（利子の収入に関する書類（左）を除く。以下同じ。）を作成し、その

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に
対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認めら

内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の
関連する内部統制を検討する。また、監査には、学長が採用した会計方針及びその適用方法

もたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認め

違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等
の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類(案)が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が貸借対当表に基づき決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

準用通則法が要求する利益の処分に関する書類(案)及び決算報告書に対する監査音目

(1) 利益の加へに期する書類(案)は、法令に適合して作成されているか及び

(2) 決算報告書が貸借対当表に基づき決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から

限る。)について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第7期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されて

利害関係

当監査法人又は監査法人の業務執行に利益又は損害を及ぼすものがあることに関する記載

以上